令和５年度　石狩市　組織運営方針

農業委員会

農業委員会 ― 事務局

組織の役割

農業委員会は、「農業委員会等に関する法律」の規定により、その区域内に農地がある市町村に設置が義務づけられている行政委員会で、農地法などの規定に基づく農地行政の執行や農地等の利用の最適化の推進に関する業務のほか、農業一般に関する調査･情報提供に関する業務などを行っています。

基本方針

- 農業委員会等に関する法律や農地法、農振法、農業経営基盤強化促進法、農業者年金法、その他関係法律等に基づく任務を適正に遂行する
- 農業委員の活動がより活発になるようその環境づくりに努める
- 市部局と連携しながら農地等の利用の最適化などによる地域農業の振興を図る

重点施策･事務事業

① 農地行政の適切な執行
② 優良農地の確保
③ 担い手への農地の利用集積･集約化の推進
④ 市部局との連携による新たな農業経営を営もうとする者の参入促進
⑤ 委員改選を踏まえた円滑な組織運営
⑥ 諸制度改正等への対応

各重点施策･事務事業の詳細

① 農地行政の適切な執行

農業委員会による農地行政が適切に執行されるよう、事務局として遺漏のない事務処理に努めるとともに、総会での議事の公正さを確保するため、綱紀保持や議事内容の透明化を図る。

② 優良農地の確保

本市の農業が持続的可能な産業として発展するよう、農地利用状況調査、農地パトロールの活動などを通して、遊休農地の解消、違反転用の防止に努めるなど関係法令等に基づき、農業生産の基本的な資源である農地を優良な状態で維持確保する。

③ 担い手への農地の利用集積･集約化の推進

利用権設定等促進事業（農用地利用集積計画）や農地中間管理事業などにより認定農業者など意欲的な担い手への農地の利用集積や集約化を推進する。

④ 市部局との連携による新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

農業の担い手の高齢化や減少が進む中、市の農政課、農業総合支援センターと連携し、農業後継者や新規就農者などの育成や受け入れを促進する。

⑤ 委員改選を踏まえた円滑な組織運営

現任委員の任期満了により7月に新たに農業委員を任命することとなることから、選任手続きを遺漏なく進めるとともに、新体制による委員会運営が円滑に進むようとり進める。

⑥ 諸制度の改正等への対応

改正農業経営基盤強化促進法が令和5年4月から施行されるなど、主要関係法令の改正がされ、農地の利用の集積等に関する諸制度等が一部変更となっているため、これらに適切に対応できるよう事務をとり進める。